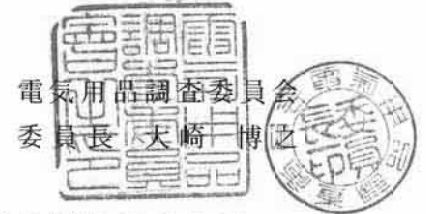


日電協 26 技基第 403 号
平成 26 年 12 月 15 日

経済産業省
商務情報政策局 商務流通保安グループ
製品安全課長 川原 誠 殿



電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について
＜第 91 回電気用品調査委員会＞

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

電気用品調査委員会業務に関しまして、平素より格別なるご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会では、電気用品の技術上の基準等に関し種々検討を行っておりますが、第 91 回電気用品調査委員会において、下記の要望書を取り纏め致しました。

つきましては、別添のとおり同要望書を提出致しますので、宜しくお取り計らい下さいます様お願い申し上げます。

敬 具

別添；第 91 回電気用品調査委員会からの要望書「 「プリント基板の難燃化（別表第八以外）」に関する技術基準の改正要望」

以 上

第 91 回電気用品調査委員会 からの要望書

平成 26 年 12 月 15 日
電気用品調査委員会

プリント基板の難燃化の解釈改正要望

電気用品調査委員会

プリント基板の難燃化については、既に解釈別表第八に採用されておりますが、以下の2点について横展開が必要とされました。

フレキシブル印刷配線板への適用

配線器具（別表第四）、変圧器・安定器（別表第六）、電動機（別表第七）への展開

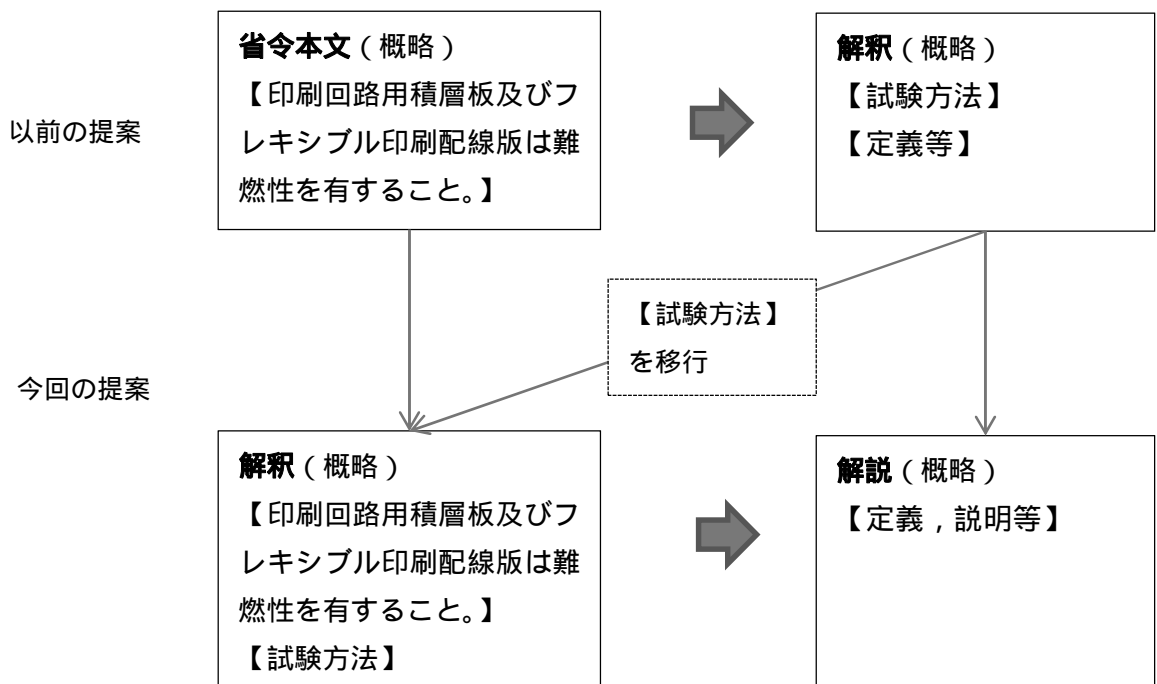
上記については、技術基準の性能規定化以前の第85回電気用品調査委員会で審議を行い、その後に省令の改正要望をいたしました。省令に採用される前に技術基準が性能規定化されたことにより、省令の改正ではなく、解釈の改正提案とする必要があります。要望内容を現在の技術基準体系に合わせて見直しを行い解釈改正案として再提出いたします。

解釈改正案を、添付-1に示しますので、解釈改正についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

本解釈改正案では、以下の見直し及び廃止された JIS を新しい JIS に置き換えるなどの修正も検討いたしました。

1. 技術基準体系の変更による見直し

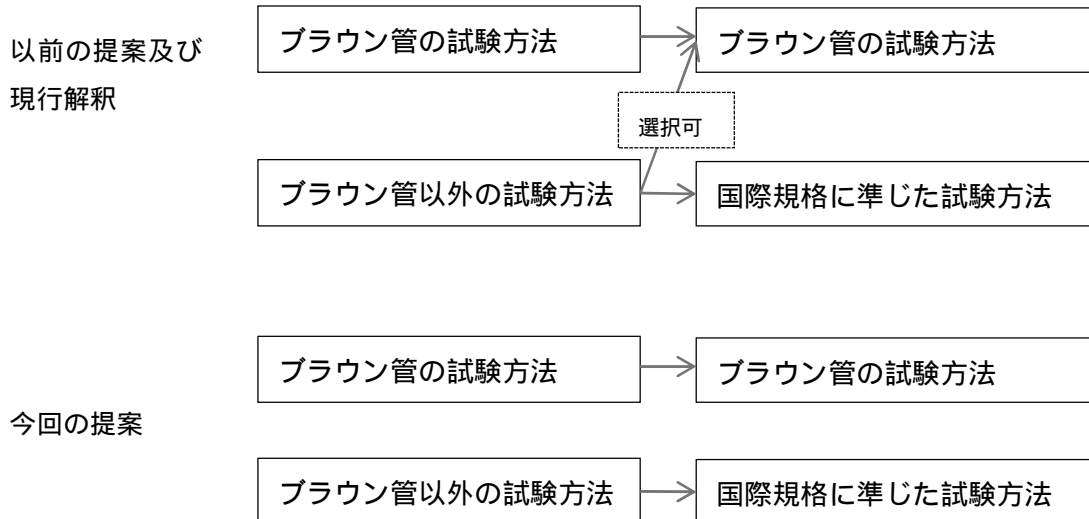
以前の提案の体型と今回の提案の体型の違いは以下のとおりです。試験方法を解釈とし、定義等を解説としております。



2. 既存解釈の見直し

1. の提案見直しにあわせて、別表第八の印刷回路用積層板の難燃性については、既に の省令概要が解釈として、解釈概要が解説として採用されていますが、今回の提案において、 の体型で改正提案を行います。

また、別表第八の現行解釈及び以前に提案した解釈の試験方法においては、ブラウン管のプリント基板に対する試験方法を二者択一としておりましたが、今回は、国際規格にあわせた試験方法に統一しております。これにより、個別の事項でプリント基板の難燃化試験を別途規定していた、テレビジョン受信機及び電子応用遊戯器具の規定は不要となり、共通の事項で他の製品と同様に共通の事項で試験がカバーできるようにいたしました。



3. 引用 JIS の見直し

以前の提案では、400 V 以下の電圧に対して JIS C 6471 「フレキシブルプリント配線板同張積層板試験方法」を引用しましたが、この JIS が既に廃止されていることから、同等の試験内容である JIS C 60695-11-10 の試験方法に置き換えました。

以上

日電協 26 技基第 404 号

平成 26 年 12 月 15 日

経 済 産 業 省

商務情報政策局 商務流通保安グループ

製品安全課長 川原 誠 殿

電気用品調査委員会
委員長 大崎 博之



電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について

< 第 91 回 電気用品調査委員会 >

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

電気用品調査委員会業務に関しまして、平素より格別なるご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会では、電気用品の技術上の基準等に関する検討を行っておりますが、第 91 回電気用品調査委員会において、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「省令」という。）に適合する整合規格として、省令の解釈別表第十二への採用の要望書について審議した結果、承認されました。

つきましては、別添のとおり要望書を提出致しますので、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第十二への採用の要望書

下記 JIS を整合規格として電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二に採用することを要望いたします。

記

- 1 . 別表第十二への採用を要望する JIS の概要 - 情報技術機器 -
【JIS C 6950-1(2012)追補 1 : 2014】
- 2 . 別表第十二への採用を要望する JIS の概要 - 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 -
【JIS C 61558-2-3:2014】
- 3 . 別表第十二への採用を要望する JIS の概要 - 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 -
【JIS C 61558-2-5:2014】
- 4 . 別表第十二への採用を要望する JIS の概要 - 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 -
【JIS C 61558-2-8:2014】

以 上

平成 26 年 12 月 15 日
電気用品調査委員会